令和７年度　四国中央市議会基本条例

検証・評価

令和７年 11 月

四国中央市議会

議会運営委員会

令和７年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された　B 概ね達成された　C 今後努力を要する　D 評価の該当なし

条　　項	評価	前年	理　　由
第２条(1)「議会の活動原則」 市政運営を監視し、評価する	B	B	各委員会において活発な議論を行い、主要事業や政策課題、効率化等について理事者に進捗を確認した。
第２条(2)「議会の活動原則」 市民が参加しやすい市民に開かれた議会を目指す	B	B	初めて親子議会等啓発事業を開催し、理解関心を高められた。一方で、議会の傍聴者がまだまだ少ないと感じる。
第２条(3)「議会の活動原則」 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させる	C	C	市長選等の影響もあり、市民の意見・考えを聴く機会を十分に持てなかった。
第２条(4)「議会の活動原則」 公正性及び透明性を確保し、市民にわかりやすい議会運営を行う	C	C	一問一答方式により「分かりやすい議会」として一定の効果が出ている。さらなる公開度合が求められる。関心度を高める工夫が必要。
第２条(5)「議会の活動原則」 政策提言及び政策立案を積極的に行う	C	C	本市の課題について、議会全体で検討できるような組織（政策検討会等）が必要ではないか。議員全員でもっと積極的に取り組める環境が必要。
第３条(1)「議員の活動原則」 市民の代表者としての自覚を持ち、市民全体の生活の向上を目指す	C	C	議員の自覚と矜持を持ち、定期的に住民と対話するなど地域に密着した活動で、課題を吸い上げる必要がある。
第３条(2)「議員の活動原則」 言論の場及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重する	C	C	全国的なモデルケースの研究など政策課題に関する情報の収集や、さまざまな議題について討論しやすい場を増やすことが必要。
第３条(3)「議員の活動原則」 市政全般の課題及び市民の意見、要望等を把握し、自らの資質を高める不断の研さんに努め、市民の負託に応える	C	C	学びを一般質問等で活用できている部分もあるが、地方自治の勉強や研修など、積極的にもっと取り組んでいくべき。

令和７年度議会基本条例検証・評価シート

Ａ 十分達成された　Ｂ 概ね達成された　Ｃ 今後努力を要する　Ｄ 評価の該当なし

条　　項	評価	前年	理　　由
第４条②「会派」 　議員活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行う	C	C	独自研修を行う会派もあるが、構成人数がどうしても少数となり、活動量が減ってしまっている。
第５条「議長及び副議長の選出」 　当該選出の過程を市民に明らかにするため、志願する者に対し所信を表明する機会を設ける	A	A	所信表明する機会は既に設けられており、その機能は十分発揮されている。
第６条①「市民参加及び市民との連携」 　市民に対して議会の活動に関する情報を公開し、その透明性を確保する	C	C	情報公開の研究が必要である。市民参加等の仕組みを検討改善していく必要がある。
第６条②「市民参加及び市民との連携」 　本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開する	C	B	原則公開しており、機会は増えたと感じるが、不十分。市民関心度は低調である。
第６条③「市民参加及び市民との連携」 　政策的意見又は専門的知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度を活用する	C	C	さらなる研究及び検討が必要。議員自身がファシリテーション能力や政策分析能力等を高める必要がある。
第６条④「市民参加及び市民との連携」 　請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情の提案者の説明等を聴く機会を設ける	C	C	事前準備が必要ではあるが、柔軟に機会を設定できる姿勢でいることも重要である。
第６条⑤「市民参加及び市民との連携」 　市民への報告及び意見交換の場として、議会報告会等を開催する	C	C	現在滞っているため、何らかの場を開催できるようにすべき。
第７条①「議会広報の充実」 　議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について、市民への情報の提供に努める	B	B	議会だよりの紙面充実、改善を図るとともに、ＳＮＳ等の活用を行う。

令和７年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された　B 概ね達成された　C 今後努力を要する　D 評価の該当なし

条　　項	評価	前年	理　　由
第７条②「議会広報の充実」 多様な広報手段を活用し、市民が議会及び市政への関心を高めるための広報活動に努める	B	C	議員全員で取り組むことが必要。各種資料を整理するなどして情報発信に活用することが必要。
第８条「市長等との関係」 市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係を保持し、事務執行の監視及び評価に努める	B	B	ほどよい緊張感を持てる関係であるべき。議会質問を通じて説明責任を果たしてもらうと同時に、議員調査権を活用し委員会や独自調査で事務の監視及び評価に努める必要がある。
第９条①「政策等形成過程の説明」 政策水準を高める議論を行うため、７項目の情報提供に努めるよう市長に求める	C	C	浸透していないと感じる。議員側もしっかり確認すべき。十分な回答を得られない部分もある。
第９条②「政策等形成過程の説明」 政策等の提案を審議するに当たっては、市長に対し政策等ごとの分かりやすい説明資料の作成を求める	C	C	自主的に追加資料を求めることなども含め、議員側の準備も必要である。不十分な部分もある。
第 10 条「議決事件の拡大」 市政の重要な計画及び政策について、地方自治法第 96 条第２項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努める	C	C	議会軽視にならないよう、議論の機会を増やす。また重要なものについて決定プロセスに議会を組み込む仕組みを整備してもよいのでは。
第 11 条①「委員会の運営」 市民の意見等を考慮した政策課題について、委員間で政策提言に向けた討議を行う	C	C	もっと市民の意見を考慮した取組にすべき。委員会での討議ができれば理想。
第 11 条②「委員会の運営」 行政評価等及び決算審査の結果を踏まえ政策提言を行うとともに、政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させる	B	B	各委員会ごとに政策提言ができている。提言後の確認や評価、チェックの充実が必要。
第 11 条③「委員会の運営」 必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を招致する	C	C	委員長の裁量だけでなく、委員個人のレベルアップが必要。

令和７年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された　B 概ね達成された　C 今後努力を要する　D 評価の該当なし

条　　項	評価	前年	理　　由
第 12 条「政務活動費」 　調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を有効に活用するとともに、その使途について透明性を確保する	C	C	さらなる有効活用のためには、もう少し使途規定を改定する必要がある。
第 13 条「議員研修の充実強化」 　議員の資質並びに政策形成及び政策立案の能力の向上のため、議員研修の充実に努める	C	C	しっかり目的を持ち、年間計画を立てて実施すべきである。研修は必要不可欠。
第 14 条「議会図書室」 　議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努める	C	D	ICT 化が進んできた今、さらなる活用のために議会図書室の在り方を検討するべき。
第 15 条「議会事務局の体制整備」 　政策形成及び政策立案の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局機能の充実強化に努める	B	B	議会事務局機能は評価する。議員側が事務局の役割をもっと理解する必要がある。
第 17 条「議会予算の確保」 　議事機関としての機能を確保するため、必要な予算の確保に努める	C	C	次年度予算に反映するために、段階的かつ戦略的な活動と早めの対応が必要である。
第 18 条「議員の政治倫理」 　市民の代表者として常に高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、見識を養うよう努める	B	C	より一層の自己研鑽が求められる。公益優先の決定、公平公正な判断など自己に問いかけ続けるべき。
第 19 条「議員定数」 　議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮する	B	A	人口減少が急速に進む中、議員定数削減の議論が必要である。
第 21 条「災害時の対応」 災害等が発生した場合において、市民及び地域の状況を把握し、体制整備に努めるものとする	C	B	自己研鑽はもとより、ＢＣＰの策定更新については他自治体の事例も参考に勉強会を行うなど、定期的な啓発を行う必要がある。
第 22 条①「最高規範性」 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、条例の趣旨を尊重し、条例に定める事項との整合を図る	C	D	議会に関する条例等については、研修の機会をより一層増やすべきである。

令和７年度議会基本条例検証・評価シート

A 十分達成された　B 概ね達成された　C 今後努力を要する　D 評価の該当なし

条　　項	評価	前年	理　　由
第 22 条②「最高規範性」 　一般選挙を経た任期開始後、条例に関する研修を行う	C	C	条例の構成文言の書き方、立法趣旨の整理等、議員全員を対象とした研修が必要である。
第 23 条①「検証及び見直し手続」 　条例の施行の状況について議会運営委員会において検証する	C	B	まだまだ十分でないと感じる部分がある。
第 23 条②「検証及び見直し手続」 　検証の結果に基づき、必要に応じて、条例の見直しを行う	C	C	外部の専門家も交えた公正な検証も必要。中間検証が必要であると感じる。